

「セーフティネット共済」

（倒産防止共済）

この度の東日本大地震で被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

この共済は、国の機関である中小企業基盤整備機構が企業向けに進める制度で、本来の目的である連鎖倒産防止に対する備えのほか、支払額が100%損金になり、40カ月以上の加入で解約返戻金が100%となる究極の節税商品です。利殖（100%以上の返戻は望めない）という面はありませんが、波のある業種の利益の繰延・将来の危機に対する備え・退職金積立等での活用がなされており、この平成23年10月1日からは掛金限度額が20万円/月（以前は8万円/月）、累計限度額は800万円（以前は320万円）に大きく拡充され、更なる活用法が期待されるものとなっています。掛金の年払いも可能ですので、好決算時には年払いを活用し前倒しでの納付を進め、早く限度額まで積み立てることが肝要でしょう。注意すべき点としては掛金は月払いが原則です。一度年払いしても翌年は自動的に年払いとはなりませんので、再度年払いの申し出を行う必要があります。決算月の前月には決算状況を予想し、再度年払いが必要かどうかを判断した上で、余裕のある手続きを行ってください。その他中小企業基盤整備機構が取り扱う有力なものとして、個人向けの「小規模企業共済」があります。これも所得税・相続税の軽減に大きな力を発揮しますので、加入要件に該当する方は是非加入を検討ください。これまで共済金を受け取られた方の評判もかなり高い商品です。両社とも当方でも取り扱いますが、最寄りの商工会・金融機関でも手続きできますのでご確認ください。

F P委員会

田原 智延